

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病 院）

様式 1

| | |
|-----------|--|
| 医療法人整理番号 | |
| 法人番号 | |
| 病床・外来管理番号 | |
| 医療機関コード | |

| | | | | |
|-------|------|------|----|-------|
| 法人名 | | | | |
| 病院名 | | | | |
| 病院所在地 | 都道府県 | 市区町村 | 町域 | 二次医療圏 |

期間（自 _____ 至 _____） Ver.2.1

| 職 種 | | 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合 | | | | | | 常勤職員と非常勤職員を区分できない場合 | | | |
|---------|----------------------|--------------------|-----|-----|------------|---------|------------|---------------------|---|----------------|------------|
| | | 常 勤 職 員 | | | 非 常 勤 職 員 | | | 給 与 総 額 | | | 人 数 (人) |
| | | 給 与 総 額 | | | 人 数 (人) | 給 与 総 額 | 人 数 (人) | 給料と賞与を区分できる場合 | | 給料と賞与を区分できない場合 | |
| | | 給 料 | 賞 与 | 給 料 | | | | 賞 与 | | | |
| 01 | 医師 | | | | | | | | | | |
| 02 | 歯科医師 | | | | | | | | | | |
| 03 | 薬剤師 | | | | | | | | | | |
| 04 | 看護職員 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 04-01 | 保健師 | | | | | | | | | | |
| 04-02 | 助産師 | | | | | | | | | | |
| 04-03 | 看護師 | | | | | | | | | | |
| 04-04 | 准看護師 | | | | | | | | | | |
| 05 | その他の医療技術者等 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 05-01 | 診療放射線技師 | | | | | | | | | | |
| 05-02 | 臨床工学技士 | | | | | | | | | | |
| 05-03 | 臨床検査技師 | | | | | | | | | | |
| 05-04 | リハビリスタッフ | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 05-04-1 | 理学療法士 | | | | | | | | | | |
| 05-04-2 | 作業療法士 | | | | | | | | | | |
| 05-04-3 | 視能訓練士 | | | | | | | | | | |
| 05-04-4 | 言語聴覚士 | | | | | | | | | | |
| 05-05 | 歯科衛生士 | | | | | | | | | | |
| 05-06 | 歯科技工士 | | | | | | | | | | |
| 05-07 | 栄養士等 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 05-07-1 | 管理栄養士 | | | | | | | | | | |
| 05-07-2 | 栄養士 | | | | | | | | | | |
| 05-07-3 | 調理師 | | | | | | | | | | |
| 05-08 | 社会福祉士 | | | | | | | | | | |
| 05-09 | 精神保健福祉士 | | | | | | | | | | |
| 05-10 | 保育士 | | | | | | | | | | |
| 05-11 | 看護補助者 | | | | | | | | | | |
| 05-12 | 事務職員 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 05-12-1 | 事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員 | | | | | | | | | | |
| 05-12-2 | 医師事務作業補助者 | | | | | | | | | | |
| 05-12-3 | 診療情報管理士 | | | | | | | | | | |
| 05-13 | その他の職員 | | | | | | | | | | |

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄に記載すること。

- 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄に記載すること。の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「病床機能報告」報告の有無で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「*」を記載すること。

| 職 種 | 内 容 |
|----------------------|---|
| 医師 | 医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。 |
| 歯科医師 | 歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口くう（腔）に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。 |
| 薬剤師 | 薬剤師の免許を有し、調剤などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。 |
| 看護職員 | 保健師、助産師、看護師及び准看護師の合計数。 |
| 保健師 | 保健師の免許を有し、健康相談などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。 |
| 助産師 | 助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するものをいう。 |
| 看護師 | 看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。 |
| 准看護師 | 准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。 |
| その他の医療技術者等 | 上記に該当しない職員の合計。 |
| 診療放射線技師 | 診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射（撮影を含む）の仕事に従事するものをいう。 |
| 臨床工学技士 | 臨床工学技師の免許を有し、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検の仕事に従事するものをいう。 |
| 臨床検査技師 | 臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。 |
| リハビリスタッフ | 理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士の合計数。 |
| 理学療法士 | 理学療法士の免許を有し、理学療法の仕事に従事するものをいう。 |
| 作業療法士 | 作業療法士の免許を有し、作業療法の仕事に従事するものをいう。 |
| 視能訓練士 | 視能訓練士の免許を有し、視能訓練の仕事に従事するものをいう。 |
| 言語聴覚士 | 言語聴覚士の免許を有し、言語訓練の仕事に従事するものをいう。 |
| 歯科衛生士 | 歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口くう（腔）の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。 |
| 歯科技工士 | 歯科技工士の免許を有し、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成、修理、又は加工する仕事に従事するものをいう。 |
| 栄養士等 | 管理栄養士、栄養士及び調理師の合計。 |
| 管理栄養士 | 管理栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。 |
| 栄養士 | 栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。 |
| 調理師 | 調理師の免許を有し、献立の作成・飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事に従事するものをいう。 |
| 社会福祉士 | 社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助の仕事に従事するものをいう。 |
| 精神保健福祉士 | 精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け医療施設において精神障害の医療を受けている者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助の仕事に従事するものをいう。 |
| 保育士 | 保育士の名称を用いて、病棟において児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。 |
| 看護補助者 | 医療行為は行わず、医師、看護師からの指示により、専ら患者への食事・入浴などの介助などの仕事に従事するものをいう。 |
| 事務職員 | 事務担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士の合計。 |
| 事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員 | 主として事務（総務、人事、財務、医事等（病棟での勤務を含む））の仕事に従事するものをいう。 |
| 医師事務作業補助者 | 医師の事務作業の補助の仕事に従事するものをいう。 |
| 診療情報管理士 | 診療情報の管理、入院患者についての疾病統計の仕事に従事するものをいう。 |
| その他の職員 | 上記に該当しない職員の合計。 |